4　次の表の上欄に掲げる者については、それぞれ同表の下欄に掲げる試験を免除する。

試験を免除される者	免除される試験
一　第六条の十八に規定する一種養成施設の所定の課程を修了して、その修了の日から技能検定の申請の日までに二年を経過しない者で一級、二級若しくは三級の技能検定又は自動車タイヤ整備士、自動車電気・電子制御装置整備士若しくは自動車車体・電子制御装置整備士（以下「自動車タイヤ整備士等」という。）の技能検定を受けるもの	（略）
（削る）	（削る）
二　（略）	（略）
（削る）	（削る）
三　（略）	（略）
四　職業能力開発促進法による自動車車体整備科を免許職種とする職業訓練指導員試験に合格した者（以下「自動車車体整備科を免許職種とする職業訓練指導員試験合格者」という。）であつて、自動車車体・電子制御装置整備士の技能検定を受けるもの	（略）
五　（略）	（略）

（登録）

第六条の二　前条第四項の表第五号の登録（以下「登録」という。）は、登録試験を行おうとする者の申請により行う。

2　登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

一～三　（略）

3　（略）

（登録の要件等）

第六条の三　国土交通大臣は、前条の規定による登録の申請が次に掲げる要件のすべてに適合しているときは、その登録をしなければならない。

一・二　（略）

三　次に掲げる条件のいずれかに適合する者により実技試験の採点を行うものであること。

イ～ニ　（略）

6　次の表の上欄に掲げる者については、それぞれ同表の下欄に掲げる試験を免除する。

試験を免除される者	免除される試験
一　第六条の十八に規定する一種養成施設の所定の課程を修了して、その修了の日から技能検定の申請の日までに二年を経過しない者で一級、二級若しくは三級の技能検定又は自動車タイヤ整備士、自動車電気装置整備士若しくは自動車車体整備士（以下「自動車タイヤ整備士等」という。）の技能検定を受けるもの	（略）
一の二　第六条の十八に規定する一種養成施設の二級ガソリン自動車整備士を養成する課程及び二級ジーゼル自動車整備士を養成する課程を修了して、それぞれの修了の日のうちいずれか早い日から技能検定の申請の日までに二年を経過しない者で二級自動車シャシ整備士の技能検定を受けるもの	実技試験
二　（略）	（略）
二の二　第六条の十八に規定する二種養成施設の二級ガソリン自動車整備士を養成する課程及び二級ジーゼル自動車整備士を養成する課程を修了して、それぞれの修了の日のうちいずれか早い日から技能検定の申請の日までに二年を経過しない者で二級自動車シャシ整備士の技能検定を受けるもの	実技試験
三　（略）	（略）
四　職業能力開発促進法による自動車車体整備科を免許職種とする職業訓練指導員試験に合格した者（以下「自動車車体整備科を免許職種とする職業訓練指導員試験合格者」という。）であつて、自動車車体整備士の技能検定を受けるもの	（略）
五　（略）	（略）

（登録）

第六条の二　第六条第六項の表第五号の登録は、登録試験を行おうとする者の申請により行う。

2　第六条第六項の表第五号の登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

一～三　（略）

3　（略）

（登録の要件等）

第六条の三　国土交通大臣は、前条の規定による登録の申請が次に掲げる要件のすべてに適合しているときは、その登録をしなければならない。

一・二　（略）

三　次に掲げる条件のいずれかに適合する者により口述試験及び実技試験の採点を行うものであること。

イ～ニ　（略）